健／令04-06　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　 令和４年１０月３日

**＊　健　保　だ　よ　り　＊**

三菱瓦斯化学健康保険組合

**保険給付の**　**「公金受取口座」での受取について**

令和４年１０月から、下記の対象となる保険給付等について、マイナポータルで事前登録した「公金受取口座」を利用しての受け取りが可能になりました。

**（対象となる保険給付等）**

「療養費」「傷病手当金」「埋葬料」「出産育児一時金」「出産手当金」

「任意継続保険料還付金」

**（公金受取口座制度とは）**

国民一人一口座、給付金等の受取のための口座を、国（デジタル庁）に任意で登録する制度です。

これにより、年金、児童手当などの申請の際に、口座情報の記入や通帳の写し等の提出が不要となるほか、行政機関の書類確認が省略でき緊急時の給付金などを迅速に受け取れることができます。

登録は、マイナンバーカードをお持ちの方が、マイナポータルより行うことができます。

マイナポータルによる登録方法（デジタル庁）

<https://www.digital.go.jp/policies/account_registration_mynaportal/>

**（健康保険の手続き方法について）**

原則は、現行のまま事業主の受領委任で、事業主から各人の給与口座への振込となりますが、公金受取口座を利用したい場合は、申請用紙の利用希望欄にチェックをして下さい。

健康保険の保険給付に関しては、公金受取口座を利用すると、国のシステムとの情報連携で公金受取口座を確認する必要があり、直近の登録の場合は反映を待つのに数日要するため、従来の方法と比べ支給が遅くなる可能性があります。

以　上